

新金のヤミ金 給与ファクタリング

「多重債務のない社会」「生活困窮者自立支援」を目的に、ボランティア団体として約30年にわたり活動している大阪いちようの会。
コロナ不況がもたらした新たなヤミ金、給与ファクタリングについて報告する。

川内 泰雄（かわうち・やすお）
大阪いちようの会 事務局長

コロナ禍による新たなヤミ金

コロナ災害は勤労者に収入減少をもたらし、多くの人を生活困窮に陥らせている。期待して毎日、通帳を見ても特別定額給付金はなかなか振り込まれてこない。そこにお誘いをかけてきたのが、インターネットやSNSでの宣伝である。

「あなたの給料を即日現金化!! 借金しないで即受取可能! 金融ブラックでも即日OK! 借金をせずに現金調達ができる画期的なサービスです」。このように給与ファクタリング業者は、これは「債権の売買」であり、「金銭の貸付け」ではないので出資法の適用を受けない合法的な資金融通であるとうたって誘っているのである。

生活苦の中でこの宣伝に皆が引きずりこまれてしまった。大阪いちようの会に相談してきた被害者の方々が異口同音に言うのは、「給与ファクタリングって、単なる給与の前借りだ。業者はホームページにも出ており、会社組織なので安心。ファクタリングってなんとなくスマート。最初から最後まで1カ月でけりがつくから安心。利息ではなく手数料という文句……」。当初はヤミ金という認識はまったくなかったとのこと。

私たちの元へ2月末まで給与ファクタリングに関する相談はわずかだった。しかし、情勢は一変した。3月5日に金融庁が「給与ファクタリングは貸金業に該当する」「貸金業登録をしていないこれらの業者はヤミ金にあたる」と見解を発表した。

貧困層を狙った犯罪行為

大阪いちようの会は、その2日後に「ファクタリング被害110番」を開催。

そのながれは3月24日の東京地方裁判所の「出資法5条3項に違反し、刑事罰の対象となる契

約であるから、不法原因給付に該当し……」の判決、断罪により一層、大きく変わった。

連日、全国からの被害相談が舞い込んできた。返済に困り、電話督促、とりわけ勤務先への督促電話——職場喪失におびえての相談であった。

被害者の特徴をいくつかあげてみる。

①被害者の半数以上が35歳以下の若者たちであり、ネットですべて完結するというツールの簡便さに飛びついた。

②「給与の範囲以内での債権買い取り」とあるが、被害者の半数以上が「給与の範囲以上の借入、返済」となり、毎月の給料日には血眼になって新たな借入を増やしている。

③被害者は低賃金にあえいでおり、いかにヤミ金業者が貧困層を食い物にしているか。

④7割以上が過去に債務整理をしたことがあり、「ブラックOK」

とのうたい文句から、「どこからも借りられない層」に近づき、そこを市場としてターゲットをあてた最悪の犯罪行為であるということだ。

大阪いちようの会は6月3日、給与ファクタリングヤミ金業者に對して大阪府内五つの簡易裁判所に7名の被害者と集団提訴を、また近畿財務局へヤミ金口座50口への凍結要請をおこなった。

給与ファクタリングヤミ金は、本号配信の8月頃には終焉の局面になっていることを期待したい。しかし、手を変え品を変え、新たなヤミ金は必ず登場してくるであろう。「給与ファクタリング」「#個人間融資」「090ヤミ金」「システム金融」——犯罪広告の多くはネット上に取り締まれることなく乱立している。被害者の多くは残念ながら、そこに誘われる。今後はインターネットやSNSに犯罪広告を許さない取り組みをもしていきたい。